

岐阜県公報

第千九百四十四号
平成二十年五月七日

(水曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

公示

土地改良区役員の退任及び就任

(治山課) 三三三

(西濃農林事務所) 三三六

告示

岐阜県告示第百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町二ツ屋字道上七七、七八、字谷畑二五、一一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町林字ナラサコ六三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字倉之谷西平四六二七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西津汲字長坂平二〇七八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字長坂平二〇七八の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字猿子場三八八五の二、三八八五の五、三八八六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿子場三八八五の五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字中谷奥一六九九の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中谷奥一六九九の八（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村土字烏帽子形一〇二九の一、字烏屋ケ根一〇三三の一、一〇四五
の一、一〇四五の二、字前山一〇六八から一〇七一まで、一〇八五から一〇八八まで
字前山平一〇八九の一、一〇九〇の一、一〇九〇の二

同	同	監事	同
杉野賢治	森川保男	片山隆基	近藤省吾
同	同	同	養老郡養老町大巻
		瑞穂	
一一一番地	二七三番地	九二九番地	一〇二六番地

平成二十年五月七日印刷
平成二十年五月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社